



スポーツ

市民盆踊り 講習会

日時 7月2日 午前10時～午後3時
場所 中央緑地第2体育館 **曲目** 「花の二十世紀」「2000年音頭」など
受講料 無料(当日自由参加) **持ち物** 上履き、弁当 **問い合わせ** スポーツ課(☎30-3132・月曜日休館)

学童水泳大会

日時 8月6日 午前9時開会 **場所** 中央緑地水泳競技場 **対象** 市内の小学生 **種目** 50m・100m...自由形、平泳ぎ、背泳ぎ、バタフライ 200m...個人メドレー、メドレーリレー、リレー **参加料** 無料 **申し込み** 7月4日までに、所定の用紙で四日市ドーム内スポーツ課(☎30-3132・月曜日休館)へ

夏休み水泳教室と 飛び込み教室

受講料 2,000円(スポーツ安全保険料を含む) **申し込み** 7月7日以降に、所定の用紙に受講料を添えて、四日市ドーム内スポーツ課(☎30-3132・月曜日休館)へ

夏休み水泳教室

日時 8月5日～11日(6日間で1コース・8月7日は休み) いずれも午前9時30分～11時30分 **場所** 温水プール(昌栄町) **対象** 市内の小学校3～6年生で泳げない人 **定員** 60人(先着順)

飛び込み教室

日時 7月24日～29日(6日間で

中央緑地プール・霞ヶ浦プール 間もなく公開	
中央緑地	6/25～7/19 午後1時～7時 (土・日曜日は午前10時から)
	7/21～8/31 午前10時～午後7時
霞ヶ浦	7/10～19 午後1時～5時 (土・日曜日は午前10時から)
	7/20～8/31 午前10時～午後5時
中央緑地プールは、大会利用のため7/2・20、8/6・27は利用できません。 利用料(2時間以内) 大人...210円 中学生以下...100円 問い合わせ スポーツ課(☎30-3131)	

1コース) いずれも午後2時～4時
場所 中央緑地水泳競技場 **対象** 市内の小学校3年生以上で5メートル以上泳ぐことができる人または競泳の飛び込み(スタート)がうまくなりたい人 **定員** 40人(先着順)

監査結果を 公表しています

市では、平成12年1月～2月に実施した随時監査などの結果を市民の皆さんにご覧いただけるよう、次の場所に報告書を置きました。また、インターネットでもご覧いただけます。
設置場所 各地区市民センター、市立図書館、市政情報センター(市庁舎北館1階) インターネット四日市市ホームページアドレス <http://www.city.yokkaichi.mie.jp> **問い合わせ** 監査事務局(☎54-8270)

退職者医療制度の届け出を お忘れなく

退職者医療制度は、現在国民健康保険に加入している人で、長年会社や役所に勤めていて年金を受けている70歳未満の人とその被扶養者が対象となるもので、一般被保険者(自己負担率は入院・通院とも3割)よりも負担が軽くなります。加入資格は年金受給権が

発生した日から適用となりますので、年金証書を受け取ったら、14日以内に届けてください。

自己負担率 退職者本人(厚生年金、船員保険あるいは各種共済組合から老齢・退職年金を受けている人、または通算老齢年金を受けている人で、年金加入期間が20年以上もしくは40歳以降の加入期間が10年以上ある人)...入院・通院とも2割 扶養家族(上記の配偶者または三親等以内の親族で、生計を共にし、収入が一定基準額以下の人)...入院2割、通院3割 **届け出先** 保険年金課、または中部を除く各地区市民センター **問い合わせ** 保険年金課(☎54-8159)

学生納付免除制度が 変更されました

国民年金の第一号被保険者である学生で、所得が一定の所得以下の場合、申請により保険料の納付を要しないものとしてできる「学生納付特例」制度が4月から始まっています。

この期間は国民年金の加入期間として認められますが、年金の額には反映されません。ただし、この期間から10年間は保険料を追納することができ、追納することにより年金額に反映させることができます。

問い合わせ 保険年金課(☎54-8161)

人の心を傷つける 差別落書きはやめましょう

昨年以來、市内の電話ボックスや公衆トイレで差別落書きが続発しています。また、今年4月には市内の公共施設でも差別落書きが発見されました。

この落書きは、犯罪行為として警察に対して被害届けを提出していますが、このことはまた、市と市民による人権尊重のまちづくりへの挑戦であり、強い憤りを感じると同時に、絶対に許すことのできない行為として受け止めています。

このような差別行為が行なわれるということは、依然として差別意識が残存していることの表れです。

またこのような落書きを放置することは、さまざまな人権を侵すことにもつながり、差別を一層助長することにもなります。

市民の皆さんにおかれましては、各地区の同和(人権)教育推進協議会などで差別のないまちづくりに向けた活

動をしていただいておりますが、現実には人の心を傷つける差別落書きが後を絶ちません。

市としましても、差別のない人権尊重のまちづくりに向け、さまざまな取り組みを進めていきますので、市民のみなさんもなお一層のご尽力をお願いします。

差別をなくし、真に人権が守られる地域社会づくりの実現に向けて共に取り組んでいきましょう。

差別落書きを見つけたら、市役所か近くの地区市民センターへご一報ください。

人権啓発センター ☎54-8293
同和教育室 ☎54-8254
同和対策課 ☎54-8156
(夜間・休日の場合) ☎54-8117)